

三、議案 聯合會費決定の件 (説明者 増小則 文后)

「本聯合會費を定額として、納付方法を左の如く定む

一、聯合會費 組合員若二付金九銭

二、納付期日 其月分の會費は翌月三日まで、に聯合會主事の手許へ納付すること

三、所屬者組合は、聯合會費を納付する際、併せて本部費組合員一若二付金九銭

(合計金十五銭)を同時に聯合會主事の手許へ納付すること。聯合會主

事は、左の如く、若組合より納付を拒否し、本部費を取らざれば、直ちに本部へ送

付するものとす。

右決議す。昭和五年十月五日

全國労働組合同盟京都府聯合會創立大会

單議案 聯合會事務所設置の件 (説明者 終山福三郎 文后)

「本聯合會事務所を直ちに市内の適當なる場所へ設置すること

六場折の並足、東原、備前、は、櫻井、一、等

右決議す。

昭和五年十月五日 全國労働組合同盟京都府聯合會創立大会

三、議案 全國労働組合同盟

京都聯合會規程草案

(説明者 半谷町三郎)

第一章 總則

第一條 本會は全國労働組合同盟京都府聯合會を稱し、本部を京

都府に置く。本部は、本部事務所を設け、本部事務を掌理す。

第二條 本會は全國労働組合同盟の綱領、主張、決議並に本聯合會の決議、

決議を遵行す。本部は、本部事務所を設け、本部事務を掌理す。

第三條 本會は、本部事務所を設け、本部事務を掌理す。

第四條 本會は、本部事務所を設け、本部事務を掌理す。

第五條 本會は、本部事務所を設け、本部事務を掌理す。

第六條 本會は、本部事務所を設け、本部事務を掌理す。

第七條 本會は、本部事務所を設け、本部事務を掌理す。

第八條 本會は、本部事務所を設け、本部事務を掌理す。